

## 半田市通学路交通安全推進会議設置要綱

### (設 置)

第1条 半田市の小学校における通学路の交通安全の確保を図るため、半田市通学路交通安全推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 通学路の危険箇所の把握に関する事。
- (2) 通学路の危険箇所の対策に関する事。
- (3) その他通学路の交通安全対策に関し必要な事項

### (委 員)

第3条 推進会議は、20名以内の委員で組織する。

2 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げないものとする。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長は、教育部長をもって充てる。

5 副会長は、維持管理課長をもって充てる。

### (会 議)

第6条 推進会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (報 酬)

第7条 推進会議の活動は、無報酬とする。

### (庶 務)

第8条 推進会議の庶務は、半田市教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

・愛知県知多建設事務所維持管理課職員

・愛知県警半田警察署交通課規制係職員

(小学校)

・市内各小学校の代表

(半田市)

・教育部長

・教育部学校教育課長

・建設部維持管理課長

・総務部防災安全課長